

感 発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 長 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「予防接種法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

予防接種法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 76 号）が本日、別添のとおり公布され、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

近年における医薬品技術の高度化を踏まえ、ワクチンと同程度に疾病の予防に有効であることが確認されている医薬品を予防接種法に基づく予防接種に用いることができることとする。

第 2 改正の内容

「予防接種」の定義について、人体に注射し、又は接種する医薬品として、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンに加え、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を含むものとする。

第 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。